

奈良市公報

第 3 3 6 号

(平成28年12月分)

平成29年 8月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市税条例等の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例… 8
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例…………… 8
- 奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例…………… 8
- 奈良市特産品等直売施設条例の一部を改正する条例… 9
- 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部を改正する条例…………… 9
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… 10
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… 11

規 則

- 奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 17
- 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則…………… 18
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則… 24
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 25
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 26
- 奈良市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 30

告 示

- 財政状況の公表…………… 30
- 公営企業の財政状況の公表…………… 34
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 42
- 予防接種の実施の一部改正（2件）…………… 42

- 一般競争入札の実施（3件）…………… 42
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 43
- 一般競争入札の実施…………… 43
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 44
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 44
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 44
- 放置自転車等の処分…………… 45
- 放置自転車等の保管…………… 45
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 46
- 大和都市計画用途地域の変更案の公衆縦覧…………… 46
- 大和都市計画防火・準防火地域の変更案の公衆縦覧… 46
- 大和都市計画地区計画の決定…………… 46
- 住居番号の設定…………… 47
- 放置自転車等の保管…………… 47
- 道路の位置指定…………… 47
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 47
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 47
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 48
- 放置自転車等の保管…………… 48
- 一般競争入札の実施…………… 48
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 48
- 差押調書の公示送達…………… 49
- 放置自転車等の保管…………… 49
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 49
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 49
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 49
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 50
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 50
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 50
- 放置自転車等の保管…………… 51
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場…………… 51
- 平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達…………… 51
- 一般競争入札の実施（3件）…………… 51
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 51
- 観光案内所の臨時休館等…………… 52

- 放置自転車等の保管……………52
- 平成28年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………52
- 開発行為に関する工事の完了……………62
- 大和都市計画地区計画の決定……………62
- 大和都市計画生産緑地地区の変更……………62
- 奈良農業振興地域整備計画の変更……………62
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………62
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………63
- 開発行為に関する工事の完了（3件）……………63
- 指定管理者の指定（2件）……………64
- 平成28年度国民健康保険料決定通知書の公示送達……………64
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取……………65
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………65
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………66
- 放置自転車等の保管……………66
- 指定管理者の指定……………66
- 開発行為に関する工事の完了……………66
- 道路の位置指定……………67
- 農用地利用集積計画の縦覧……………67
- 開発行為に関する工事の完了……………67
- 道路の位置指定……………67
- 奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………67
- 徴収事務の委託……………68
- 担保権設定等財産差押通知書の公示送達……………68
- 担保権設定等財産差押通知書等の公示送達……………68
- 差押書の公示送達……………68

監 査

- 定期監査の監査結果……………68

公 営 企 業

- 奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程……………71
- 一般競争入札の実施……………71
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………71
- 一般競争入札の実施（2件）……………72
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………72
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………73
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………77

消 防

- 奈良市火災予防条例第54条の2第1項に規定する指定催しの指定……………77

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………77
- 指定管理者の指定……………78

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………78

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例
奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中	「保健福祉部 子ども未来部」	を	「福祉部 子ども未来部」	に	改める。
------	-------------------	---	-----------------	---	------

第2条総合政策部の部分の第7号中「及び広聴」を削り、同条総務部の部分の第4号中「公有財産の管理」を「広聴」に改め、同条財務部の部分の第2号中「活用」を「管理及び活用」に改め、同条市民生活部の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条保健福祉部の部分中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同部分の第4号を削り、同条子ども未来部の部分の次に次のように加える。

- 健康医療部
- (1) 保健所に関すること。
 - (2) 医療に関すること。
 - (3) 病院事業に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年12月26日掲示済)

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第39号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例
奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

奈良市地域公共交通会議	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項の協議に関する事務
-------------	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年12月26日掲示済)

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第40号

奈良市実費弁償条例の一部を改正する条例

奈良市実費弁償条例（昭和23年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成28年12月26日掲示済）

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第41号

奈良市職員の退職手当に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第12条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条に次の1項を加える。

8 前項の規定は、第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した奈良市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における奈良市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第12条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第1条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第12条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者となつた者であつて施行日以後に新条例第12条第5項又は第6項の規定による

退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第12条第12項において準用する同条第8項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する奈良市職員の退職手当に関する条例第12条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定の施行に関し必要な経過措置については、附則第2項から前項までの規定の例による。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第42号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第10条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号に掲げる」を「第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの」に改め、同条第2号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第36条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項

を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「又は賦課」を「、又は賦課」に、「第1項に」を「同項に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第33条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第45条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で当該」を「場合において、当該」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市

民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第46条第2項中「についても同条第1項」を「がある場合には、同条第1項」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌

日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第62条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第65条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第159条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第28条の3の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3の3第1項」に改め、同条第3項中「第19条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及

び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、「第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第28条の3の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第28条の3の2第3項」を「附則第28条の3の3第3項前段」に改め、同条を附則第28条の3の3とし、附則第28条の3の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載が

ないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用相当等の額」とする。
- (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用相当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用相当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第29条、第30条及び第32条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第35条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、奈良市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第10条第3号の項中「第45条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)」を削る。

(奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(平成28年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示(同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第417条第1項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第10条、第36条、第45条及び第46条の改正規定並びに附則第28条の3の2の改正規定及び同条を附則第28条の3の3とし、附則第28条の3の次に1条を加える改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項、第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第36条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第36条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第45条第5項及び第46条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第28条の3の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用相当等、同法第12条第6項に規定する特例適用相当等若しくは同法第16条第

3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例(平成26年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立高円こども園	奈良市古市町1249番地	160人
奈良市立神功こども園	奈良市神功四丁目13番地の1・奈良市神功四丁目25番地の3	230人
奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高円保育園の項及び神功保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立東市幼稚園の項、奈良市立鶴舞幼稚園の項、奈良市立田原幼稚園の項、奈良市立右京幼稚園の項、奈良市立神功幼稚園の項及び奈良市立鼓阪北幼稚園の項を削る。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表並松バンビーホームの項、吐山バンビーホームの項及び六郷バンビーホームの項を削る。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、奈良市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、18人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和35年奈良市条例第13号)

(2) 奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例(昭和41年奈良市条例第10号)

(3) 奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定

める条例（昭和35年奈良市条例第22号）
（経過措置）

3 この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により任命される農業委員の定数について適用し、この条例の施行の際現在に在任する農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により在任する間は、前項の規定による廃止前の奈良市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	40,000円
-------------	----	---------

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市特産品等直売施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市特産品等直売施設条例の一部を改正する条例

奈良市特産品等直売施設条例（平成17年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（事業）

第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売に関すること。
- (2) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 直売施設の利用制限に関すること。
- (3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。

第8条を第10条とする。

第7条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とする。

第5条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 第1及び第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 6月及び12月の第1火曜日の翌日

(3) 12月30日から翌年1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例の一部を改正する条例

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例（平成17年奈良市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売及び地域の食材を利用した郷土料理等の提供に関すること。
- (2) 利用者への休息の場の提供並びに観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とする。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 直売施設の利用制限に関すること。
- (3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。

（開館時間）

第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたることを除く。）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第48号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第59条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の違反状況の公表）

第59条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第49号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部奈良市立月ヶ瀬小学校の項中「奈良市月ヶ瀬尾山2,350番地の1」を「奈良市月ヶ瀬尾山2,551番地」に改め、同部奈良市立並松小学校の項、奈良市立吐山小学校の項及び奈良市立六郷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第50号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第27号を第28号とし、第17号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 精神科

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。

（平成28年12月26日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第51号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改

める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の165」を「100分の175」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年奈良市条例第5号)附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5条

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
- (2) 教育長の給与に関する条例第5条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条
- (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
- (5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条附則

(施行期日等)

別表(第5条関係)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定(以下「改正後の議員条例の規定」という。)及び第3条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定(以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。)は、平成28年12月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定又は改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年12月26日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第52号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第21項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。
別表を次のように改める。

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円									
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000

5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	

29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		

再任 用職 員以 外の 職員	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	

77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			

101	296,300	344,300							
102	296,600	344,700							
103	297,000	345,100							
104	297,300	345,500							
105	297,500	346,000							
106	297,800	346,400							
107	298,200	346,800							
108	298,500	347,200							
109	298,700	347,700							
110	299,100	348,100							
111	299,500	348,400							
112	299,800	348,700							
113	299,900	349,200							
114	300,200								
115	300,500								
116	300,900								
117	301,100								
118	301,300								
119	301,600								
120	301,900								
121	302,300								
122	302,500								
123	302,800								

	124		303,100								
	125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第21項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第5条第1項の表の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与条例第25条第2項及び附則第21項の規定並びに改正後の任期付職員条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含

む。)又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成28年12月26日揭示済)

規 則

奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則

奈良市一時預かりの実施に関する規則(平成27年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(実施の特例)

第10条 第2条の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、こども園において一時預かりAを実施することができる。この場合における第6条第1項ただし書及び別記第2号様式の規定の適用については、同項ただし書中「奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)第52条」とあるのは「奈良市立こども園の管理運営に関する規則(平成27年奈良市規則第6号)第5条第1項」と、「春期休業日及び幼稚園創立記念日」とあるのは「及び春期休業日」と、同様式中「奈良市立幼稚園」とあるのは「奈良市立こども園」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市一時預かりの実施に関する規則別記第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年12月28日揭示済)

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

第6条第1号中「第1条の2第3号に規定する就学児（以下「就学児」という。）を除く」を「第1条の2第2号に規定する乳幼児に限る」に改める。

第16条第2号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

第29条第1号中「同条例第1条の2第2号に規定する乳幼児又は同条第4号に規定する児童（以下「児童」という。）で外来療養に係る助成を受けているもの及び就学児のうち児童を除くもの」を「外来療養に係る助成を受けている者」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条、第10条関係）



奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書

次のとおり、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証の交付及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・この受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・療養の給付に係る自己負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合、被保険者証、精神障害者医療費受給資格証及び当該診療に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴し、奈良市長に提出すること。
- ・この助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ ⑧

電話番号 _____

受給者との続柄 _____

申請者記入欄	申請区分	新規 ・ 更新					
	受給者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日		
		住所	奈良市				
	申請事由	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を取得 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 医療保険加入 <input type="checkbox"/> その他 ()				事由発生年月日 年 月 日	
	加入医療保険	被保険者証の種類	国保 ・ 社保本人 ・ 社保扶養				
		被保険者氏名		受給者との続柄			
		被保険者住所		被保険者証記号・番号	記号	番号	
		保険者番号及び名称	番号 名称	資格取得(認定)	年 月 日		
	支払希望金融機関	<input type="checkbox"/> 新規の申請 <input type="checkbox"/> 前回申請時と異なる口座 <input type="checkbox"/> 前回申請時と同じ口座 (下記の記入は不要です。)					
		金融機関名				支店名	
		口座番号	普通当座	(フリガナ) 口座名義人	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 支払希望金融機関の通帳の写し (初回及び金融機関の変更がある場合) <input type="checkbox"/> 既存の受給資格証の写し (更新の場合)					

別記第4号様式を次のように改める。
第4号様式（第11条関係）

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申請者氏名	
住 所	
電 話 番 号	
受給者との続柄	

フリガナ	
受給者氏名	
受給者生年月日	年 月 日
受給者番号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに返納してください。

別記第7号様式及び第8号様式を次のように改める。
第7号様式（第15条関係）

奈良市一般精神障害者医療費助成金変更届						
		年	月	日		
(宛先) 奈良市長						
届出者住所 _____						
氏名 _____ ⑩						
電話 _____						
受給者との続柄 _____						
次のとおり届け出ます。						
受給者氏名		生年月日	年	月	日	
受給者番号						
1 氏名変更	新					
	旧					
2 住所変更	新	奈良市				
	旧	奈良市				
3 加入医療保険変更	新	被保険者証の種別	国保 ・ 社保本人 ・ 社保扶養			
		被保険者氏名		受給者との続柄		
		被保険者住所		被保険者証記号・番号	記号	番号
		保険者番号及び名称	番号 ----- 名称	資格取得(認定)日	年	月
	旧	保険者名称				
4 口座変更	新	金融機関名		支店名		
		口座番号	普通座	-----	(フリガナ) 口座名義人	-----
	旧	金融機関名		支店名		
		口座名義人				
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 後期加入 手帳の等級変更 その他 ()				
変更・喪失年 月 日	年 月 日					

第8号様式 (第20条関係)



奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定 (更新) 申請書

次のとおり、奈良市後期高齢者精神障害者医療費資格認定及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・この受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・この助成金の算出のため、精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) の情報を奈良県後期高齢者医療広域連合に提供すること。
- ・この助成金の算出のため、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) による後期高齢者医療の給付に関する情報を利用すること。
- ・この助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ ㊟

電話番号 _____

受給者との続柄 _____

申請者記入欄	申請区分	新規 ・ 更新					
	受給者	氏名	男・女		生年月日	年 月 日	
		住所	奈良市				
	申請事由	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を取得 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度加入 <input type="checkbox"/> その他 ()				事由発生年月日 年 月 日	
	後期高齢者医療	被保険者番号	資格取得 (認定)			年 月 日	
		保険者番号	保険者名称			後期高齢者医療広域連合	
	支払希望金融機関	<input type="checkbox"/> 新規の申請 <input type="checkbox"/> 前回申請時と異なる口座 <input type="checkbox"/> 前回申請時と同じ口座 (下記の記入は不要です。)					
		金融機関名				支店名	
		口座番号	普通当座	(フリガナ)			口座名義人
	添付書類	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の写し <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 支払希望金融機関の通帳の写し (初回及び金融機関の変更がある場合)					

別記第11号様式を次のように改める。
第11号様式（第26条関係）

奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成金変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届 出 者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑧

電 話 _____

受給者との続柄 _____

次のとおり届け出ます。

受給者氏名		生年月日	年	月	日
1 氏名変更	新				
	旧				
2 住所変更	新	奈良市			
	旧	奈良市			
3 加入医療保険変更	新	被保険者番号	資格取得(年)	取得(月)	取得(日)
		保険者番号	保険者名称		後期高齢者医療広域連合
	旧	保 險 者 名 称	後期高齢者医療広域連合		
4 口座変更	新	金融機関名	支 店 名		
		口座番号	普通当座	(フリガナ) 口座名義人	
	旧	金融機関名	支 店 名		
		口座名義人			
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 手帳の等級変更 その他 ()			
変更・喪失年 月 日	年 月 日				

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第6条第1号及び第29条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成28年12月28日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第1号中「307,800円」を「308,000円」に改め、同条第2項の表中

円	円	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
307,800	308,000	
304,500	304,700	
301,200	301,400	を 改める。
297,900	298,100	
294,600	294,800	
291,300	291,500	
277,500	277,700	

263,500	263,700
250,000	250,200
236,100	236,300
222,400	222,600
204,800	205,000
187,700	187,900
170,400	170,600
152,800	153,000
134,800	135,000
116,500	116,700
98,600	98,800
72,600	72,800
48,300	48,500

第36条中「100分の160以下」を「100分の180以下」に、「100分の37.5以下」を「100分の44.5以下」に改める。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第36条中「100分の180以下」を「100分の170以下」に、「100分の44.5以下」を「100分の42以下」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第5条の3第1項第1号及び同条第2項の表の規定は平成28年4月1日から、改正後の規則第36条の規定は同年12月1日から適用する。

(定義)

3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項に規定するものであり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達したものであって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成28年奈良市条例第52号。以下「平成28年改正条例」という。)の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第25条第2項及び附則第21項の改正規定を除く。)による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

4 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定(第6項の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成26年改正条例附則第7項の規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成26年改正条例附則第7項の規定を含む。以下この項及び次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

5 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第10条その他の条例等の規定による給与の減額(市長が定めるものに限る。第8項において「第10条等減額」という。)に当たっては、この附則の規定(次項の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料の特例)

6 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成27年奈良市規則第51号。以下「平成27年改正規則」という。)附則第3項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、平成27年改正規則附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

7 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定に

よる給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正規則附則第6項の規定の適用については、同項中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

8 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第10条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

(委任)

9 前6項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成28年12月28日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第8中

36	を	36	に改める。
36		36	
37		37	
38		37	
39		38	
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	
43		41	
43		41	
44		42	
44		42	
45		43	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定(以下「改正後の規則」という。)は、平成28年4月1日から適用する。

(昇格時号給対応表の改正に対する経過措置)

2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規

則による改正前の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。

- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成28年12月28日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第67号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「奈良市長 様」を「(宛先)奈良市長」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

別記第40号様式を次のように改める。

第40号様式

(表)

年度()年分)市民税・県民税申告書

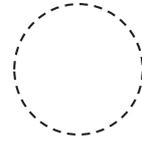
年 月 日 提出

(宛先) 奈良市長
住所・氏名等

住所	職業・勤務先(所在地)		
年 1月1日の住所			
フリガナ	個人番号		
氏名	(印)		
生年月日	年 月 日	電話	() -

処理欄

(受付印)



3 所得から差し引かれる金額

㊸ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㊹ 医療費控除	支払った医療費	保険金等で補填される金額	
	円	円	
㊺ 社会保険料控除	社会保険料の種類	支払った保険料	社会保険料の種類
	国民健康保険	円	後期高齢者医療保険
	介護保険	円	国民年金保険
	その他()	円	合計
㊻ 小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金 心身障害者扶養共済掛金等の合計額		
㊼ 生命保険料控除	新生命保険料の支払合計	新個人年金保険料の支払合計	介護医療保険料の支払合計
	円	円	円
㊽ 地震保険料控除	地震保険料の支払合計	旧長期損害保険料の支払合計	
	円	円	
㊾ 寡婦・寡夫控除	死別・生死不明 離婚・未帰還	年月日	㊿ 勤労学生控除 (学校名)
㊿ 障害者控除	氏名	身体・精神・療育・()	級 程度
	氏名	身体・精神・療育・()	級 程度
㊿ 配偶者(特別)控除	配偶者の氏名	生年月日	配偶者の収入金額
	円	年月日	(給与 年金) 円
㊿ 扶養親族	氏名	生年月日	同居 別居
	年月日	同居 別居	
別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所	※海外居住者の場合は㊿親族関係書類と㊿送金関係書類を添付してください。		
(氏名)	(住所)		
(氏名)	(住所)		

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

処理欄 以下の欄は記入しないでください

1 収入金額等	事業	営業等	ア																		
	事業	農業	イ																		
	不動産	ウ																			
	配当	エ																			
	給与	オ																			
	雑	公的年金等	キ																		
		その他	ク																		
	総合譲渡	短期	ケ																		
		長期	コ																		
	一時	サ																			
2 所得金額	事業	営業等	①																		
	事業	農業	②																		
	不動産	③																			
	配当	④																			
	給与	⑤																			
	雑	⑥																			
	総合譲渡・一時	⑦																			
	合計	⑧																			
	雑損控除	⑩																			
	医療費控除	⑪																			
社会保険料控除	⑫																				
小規模共済等掛金控除	⑬																				
生命保険料控除	⑭																				
地震保険料控除	⑮																				
寡婦・寡夫控除	⑯																				
勤労学生控除 障害者控除	⑰～ ⑳																				
配偶者控除	㉑																				
配偶者特別控除	㉒																				
扶養控除	㉓																				
基礎控除	㉔																				
合計	㉕																				

(裏)

4 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項

(収支内訳書を添付してください。)

Table with 5 columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除

5 日給等の内訳(源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。)

Table with 5 columns: 月別, 日給, 勤務日数, 月収等, 勤務先

6 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 4 columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費

7 配当所得に関する事項

Table with 5 columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費

8 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with 6 columns: 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額

9 寄附金に関する事項

Table with 5 columns: 都道府県・市町村, 奈良県共同募金会, 奈良県条例指定分, 奈良市条例指定分

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当所得等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下記の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

Table with 2 columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額

11 事業専従者

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者控除, 個人番号

12 事業税に関する事項

Table with 3 columns: 非課税所得など, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など

13 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から天引き(特別徴収)
自分で納付(普通徴収)

14 市外に居住されている方の記入欄(市外の住所・職業などは表面に記入してください。)

- 1 奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありますか。(有・無)
2 事務所、事業所又は家屋敷の状況(賃貸の場合の契約者 氏名 所在地 奈良市)
3 居住地での申告状況 1()税務署へ申告 2()市区町村へ申告 3 会社等で年末調整済

15 所得がなかった方の記入欄

- 1 右記の人に扶養されていた。(住所 (氏名) (続柄)
2 昨年中は学生であった。(年1月1日現在で記入してください。)(学校名) (学生) 年在学
3 下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ～キに該当する場合は受給期間も記入してください。)
ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)保険 エ 児童扶養手当 オ 生活保護 カ 労災保険 キ 傷病手当・育児休業手当
(受給期間) 年 月 ~ 年 月
4 上記に該当しない方は、昨年中の状況を具体的に記入してください。

源泉徴収票・証明書等は持参または同封してください。(のりで貼り付けないでください。)

別記第57号様式及び第58号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「個人番号又は
法人番号」を「法人番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年12月28日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第68号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第20条 条例第59条の2第3項の公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第59条の2第3項の公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第21条 条例第59条の2第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、市ホームページへの掲載により行うものとする。

- 2 前項の規定による公表は、前条第2項に規定する違反が是正されたと認められるまでの間、行うものとする。
- 3 第1項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年12月28日揭示済)

告 示

奈良市告示第770号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、平成28年9月30日現在の本市の財政状況を次のとおり公表します。

平成28年12月1日

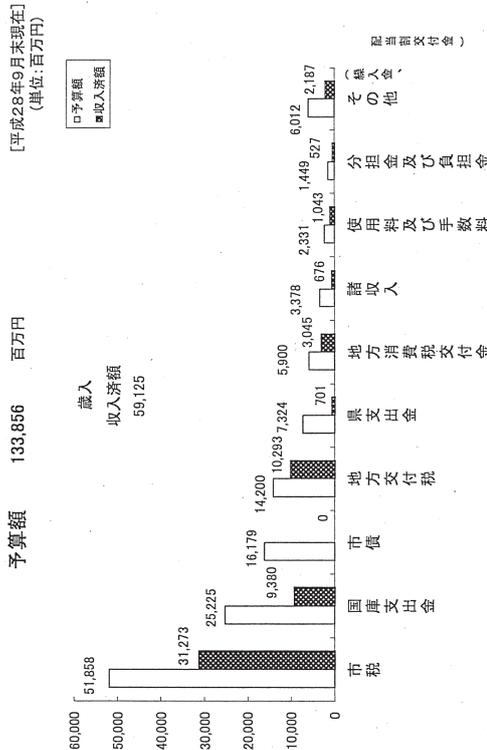
奈良市長 仲 川 元 庸

2. 平成28年度 特別会計予算執行の状況

[平成28年9月末現在]
(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	569	6	562
国民健康保険特別会計	43,831	15,296	19,281
土地区画整理事業特別会計	1,566	1	528
市街地再開発事業特別会計	233	0	124
公共用地取得事業特別会計	323	0	162
駐車場事業特別会計	288	38	121
介護保険特別会計	28,231	10,663	11,600
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	31	42	14
針ヶうラス事業特別会計	90	0	45
後期高齢者医療特別会計	5,604	1,767	1,649

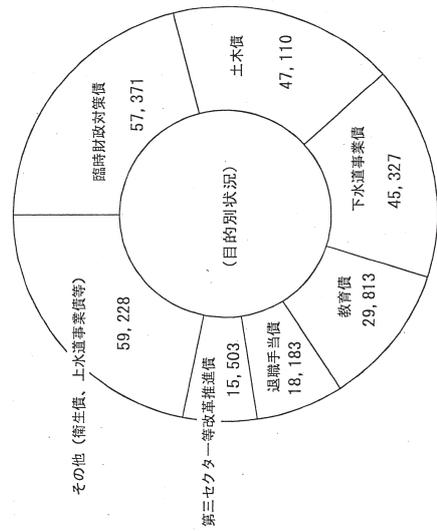
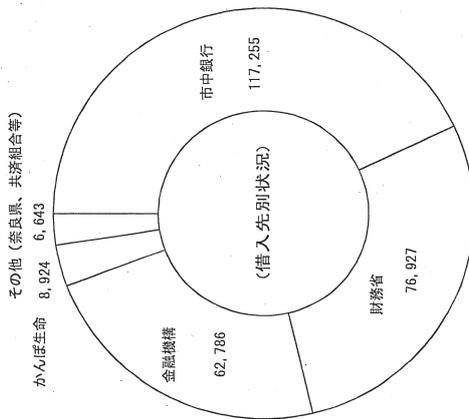
1. 平成28年度 一般会計予算執行の状況



4. 市債の現在高

[平成28年9月末日現在]
(単位：百万円)

272,535 百万円



5. 一時借入金の状況

[平成28年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[平成28年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	40 百万円

7. 市有財産の状況

[平成28年9月末日現在]

土地	7,245 千㎡
建物	1,155 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,509 百万円
基金	10,989 百万円

8. 人口等

[平成28年9月末日現在]

人口	360,893 人
世帯数	160,044 世帯
面積	277 K㎡

2 平成27年度 特別会計決算の状況

[平成27年度決算]
(単位:百万円)

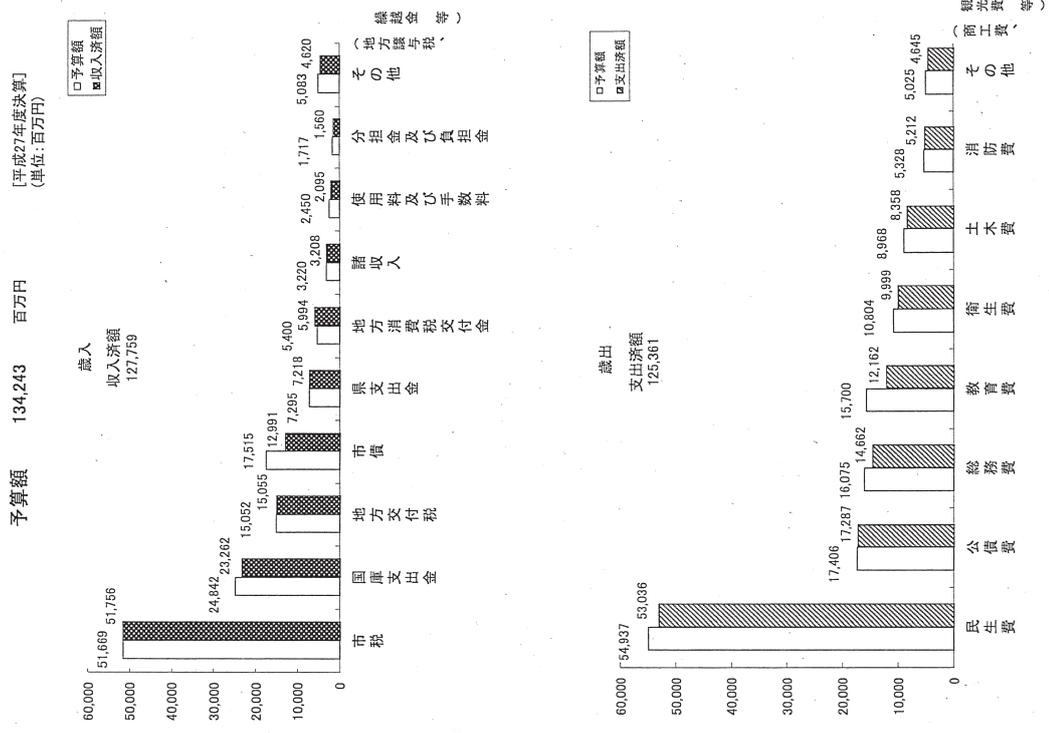
会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	574	18	570
国民健康保険特別会計	42,946	42,778	42,722
土地区画整理事業特別会計	1,472	1,247	1,247
市街地再開発事業特別会計	284	284	284
公共用地取得事業特別会計	328	328	328
駐車場事業特別会計	314	310	310
介護保険特別会計	27,011	26,712	26,693
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	35	54	24
針子ラース事業特別会計	91	91	91
後期高齢者医療特別会計	5,300	5,159	5,141

3 平成27年度 公営企業会計決算の状況

[平成27年度決算]
(単位:百万円)

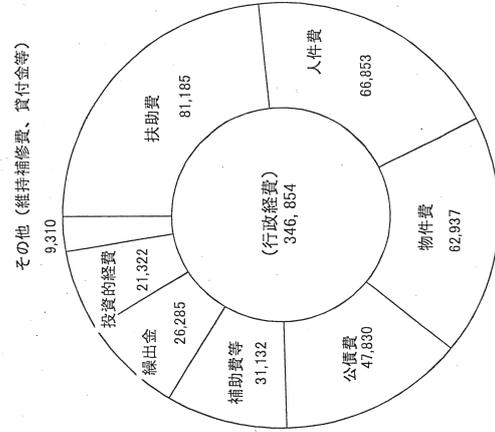
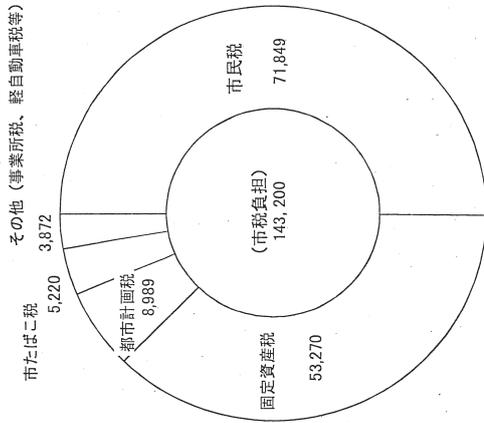
項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
会計				
水道事業会計	8,985	8,084	1,665	4,430
都祁水道事業会計	9,001	7,439	1,316	3,738
月ヶ瀬簡易水道事業会計	448	491	114	238
下水道事業会計	429	470	115	216
病院事業会計	166	173	22	23
予算額	161	168	22	22
実績額	7,642	8,490	3,700	4,564
予算額	7,645	8,391	3,292	4,144
実績額	681	879	46	46
予算額	598	832	46	46
実績額				

1 平成27年度 一般会計決算の状況



4 市民1人当たりの状況（一般会計）

[平成27年度決算]
(単価：円)



(平成28年12月1日揭示済)

奈良市告示第771号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

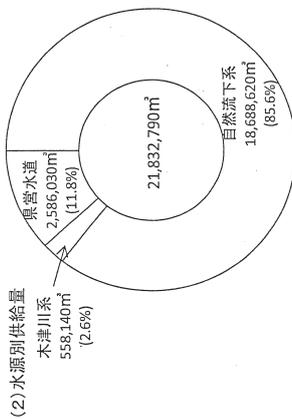
平成28年12月1日

奈良市長 仲川元庸

平成28年度上半期奈良市水道事業説明書
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

1. 事業の概要
(1) 業務について

区分	平成28年度上半期	平成27年度上半期	増減	伸び率
給水人口数	353,175人	354,486人	△1,311人	△0.37%
給水戸数	168,584戸	168,183戸	401戸	0.24%
給水量	21,832,790m ³	22,152,310m ³	△319,520m ³	△1.44%
1日最大給水量	132,110m ³	135,260m ³	△3,150m ³	△2.33%
1日平均給水量	118,656m ³	120,393m ³	△1,737m ³	△1.44%
1人1日最大給水量	374ℓ	382ℓ	△8ℓ	△2.09%
1人1日平均給水量	336ℓ	340ℓ	△4ℓ	△1.18%



(2) 水源別供給量

(3) 投資的業務について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 災害対策として耐震管の布設
施設整備事業(耐震化)の推進として、奈良市右京三丁目～神功五丁目内で口径800mm配水本管布設工事(シールド工事)1件(1718m)を施行中です。

イ. 浄水施設の更新
浄水関係の老朽化した施設の更新として、奈良市奈良阪町地内線ヶ丘浄水場急遽ろ過池設備改良工事他2件を施行中です。

ウ. 配水管の更新
老朽化した配水管を更新するため、奈良市芝辻町地内口径300mm配水支管改良工事(62m)他4件を施行し、出水不良解消及び濁水解消を図りました。
現在、奈良市学園北一丁目～百楽園一丁目地内口径200mm配水支管改良工事他5件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となっており、経費の節減に努めた結果、収益的収支は黒字決算となる見込みです。
下半期においても、企業努力を重ねた財政状況の向上を図っていくとともに、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心で安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(概括)

営業費用	3,049,590,699円	営業収益	3,594,688,833円
営業外費用	185,926,593円	営業外収益	621,316,917円
特別損失	2,136,622円	特別利益	59,921円
純利益	978,411,757円		

(2) 貸借対照表

【資産の部】	77,393,658,696円	【負債の部】	44,741,802,057円
固定資産	72,267,393,661円	固定負債	16,143,137,987円
有形固定資産	49,964,794,425円	流動負債	1,592,288,073円
無形固定資産	22,292,599,236円	繰延収益	27,006,395,997円
投資	43,175,000円	【資本の部】	32,651,856,639円
流動資産	5,126,265,035円	資本金	11,178,245,876円
		剰余金	21,473,610,763円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	水道事業収益	8,765,000,000	4,503,241,153	4,503,241,153	4,259,758,847
	営業収益	7,537,468,000	3,881,702,306	3,881,702,306	3,655,765,694
	営業外収益	1,225,512,000	621,474,134	621,474,134	604,037,866
	特別利益	20,000	64,713	64,713	△44,713

支出	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	水道事業費用	8,138,000,000	3,319,649,202	3,319,649,202	4,818,350,798
	営業費用	7,417,649,000	3,131,415,267	3,131,415,267	4,286,233,733
	営業外費用	705,434,000	185,926,593	185,926,593	519,507,407
	特別損失	4,917,000	2,307,342	2,307,342	2,609,658
	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

平成28年度上半期奈良市都祁水道事業説明書
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度上半期	平成27年度上半期	増減	伸び率
給水人口	5,135人	5,201人	△66人	△1.27%
給水戸数	1,944戸	1,925戸	19戸	0.99%
給水量	392,067m ³	385,155m ³	6,912m ³	1.79%
1日最大給水量	2,613m ³	2,380m ³	233m ³	9.79%
1日平均給水量	2,131m ³	2,083m ³	38m ³	1.81%
1日1人最大給水量	509ℓ	458ℓ	51ℓ	11.14%
1日1人平均給水量	415ℓ	402ℓ	13ℓ	3.23%

(2) 投資的事業について

ア. 浄水施設の更新

平成28年度上半期に施行した工事はありません。

イ. 配水管の更新

平成28年度上半期に施行した工事はありません。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対して増収が見込まれ、支出においても経費の節減など企業努力を重ねる財政状況の向上に努めていますが、収益的収支は赤字決算となる見込みです。

下半期においても、収入の確保と支出の削減に努め、決算時に資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	194,488,028円	営業収益	65,187,765円
営業外費用	23,956,780円	営業外収益	208,098,793円
特別損失	22,043,590円	特別利益	16,205,473円
純利益	49,003,635円		

(2) 貸借対照表

【資産の部】	4,634,328,027円	【負債の部】	4,841,481,591円
固定資産	4,469,925,122円	固定負債	2,707,233,078円
有形固定資産	3,920,035,902円	流動負債	109,013,607円
無形固定資産	549,889,220円	繰延収益	2,026,234,906円
流動資産	164,402,905円	【資本の部】	△207,153,564円
		資本金	4,673,042円
		剰余金	△211,826,606円

(イ) 資本的収入及び支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	2,097,006,000	333,038,525	333,038,525	1,763,967,475
1 企業債	1,398,000,000	0	0	1,398,000,000
2 負担金	395,694,000	204,837,125	204,837,125	190,856,875
3 分担金	303,312,000	128,201,400	128,201,400	175,110,600

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,761,605,000	1,105,863,409	1,105,863,409	3,655,741,591
1 施設整備事業費	1,363,926,000	6,093,752	6,093,752	1,357,832,248
2 施設費	1,010,909,000	113,655,897	113,655,897	897,253,103
3 配水施設改良費	710,748,000	100,009,797	100,009,797	610,738,203
4 固定資産取得費	38,584,000	10,160,756	10,160,756	28,423,244
5 企業債償還金	857,824,000	423,644,579	423,644,579	434,179,421
6 長期割賦金	749,614,000	452,298,628	452,298,628	297,315,372
7 投資	20,000,000	0	0	20,000,000
8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 平成28年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	20,739,500,000
償還高	423,644,579
上半期償還高	8,484,284,157
償還高累計	12,255,215,843
未償還残高	

平成28年度上半期奈良市月ヶ瀬簡易水道事業説明書
(平成28年4月11日～平成28年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度上半期	平成27年度上半期	増減	伸び率
給水人口	1,451人	1,474人	△23人	△1.56%
給水戸数	478戸	471戸	7戸	1.49%
給水量	79,217m ³	77,771m ³	1,446m ³	1.86%
1日最大給水量	736m ³	555m ³	181m ³	32.61%
1日平均給水量	431m ³	423m ³	8m ³	1.78%
1人1日最大給水量	507ℓ	377ℓ	130ℓ	34.48%
1人1日平均給水量	297ℓ	287ℓ	10ℓ	3.48%

(2) 投資的事業について

ア. 配水管の更新
平成28年度上半期に施行した工事はありません。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対して増収が見込まれ、また支出においても経費の節減など企業努力を重ねた財政状況の向上に努めています。収益的収支は赤字決算となる見込みです。
下半期においても、収入の確保と支出の削減に努め、決算時に資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	60,970,470円	営業収益	13,067,274円
営業外費用	3,018,919円	営業外収益	68,980,813円
特別損失	8,959,841円	特別利益	7,398,264円
純利益	16,497,321円		

(2) 貸借対照表

【資産】	【負債】
資産の部 1,036,011,826円	負債の部 1,051,079,436円
固定資産 962,022,346円	固定負債 302,784,498円
有形固定資産 896,173,062円	流動負債 14,434,876円
無形固定資産 65,849,284円	繰延収益 733,860,062円
流動資産 73,989,480円	【資本の部】
	資本金 32,301円
	剰余金 △15,089,911円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市都市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	水道事業収益	414,000,000	294,712,276	294,712,276	119,287,724
	1 営業収益	135,899,000	70,401,122	70,401,122	65,497,878
	2 営業外収益	262,362,000	208,102,740	208,102,740	54,259,260
特別利益	3 特別利益	15,739,000	16,208,414	16,208,414	△ 469,414

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	477,480,000	243,419,844	243,419,844	234,060,156
1 営業費用	395,448,000	197,400,686	197,400,686	198,047,314
2 営業外費用	59,869,000	23,956,780	23,956,780	35,912,220
3 特別損失	22,163,000	22,062,378	22,062,378	100,622

(イ) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	資本的収入	107,510,000	96,920,228	96,920,228	10,589,772
	1 企業債	10,700,000	0	0	10,700,000
	2 負担金	95,335,000	95,992,508	95,992,508	△ 657,508
3 分損金	1,475,000	927,720	927,720	547,280	

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	212,090,000	100,208,748	100,208,748	111,881,252
1 配水施設改良費	10,795,000	0	0	10,795,000
2 固定資産取得費	784,000	9,470	9,470	774,530
3 企業債償還金	200,511,000	100,199,278	100,199,278	100,311,722

(2) 平成28年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	4,534,700,000
償還高	100,199,278
償還高累計	1,766,267,097
未償還残高	2,768,432,903

平成28年度上半期奈良市下水道事業説明書
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成28年度上半期	平成27年度上半期	増減	伸び率
有収水量	18,650,982m ³	18,642,116m ³	8,846m ³	0.05%

(2) 投資的事業について
主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業
奈良市秋篠町地内で口径200mm延長123.30mの下水道築造工事他3件を実施し、普及促進を図りました。現在、奈良市学園大和町六丁目地内他下水道築造工事他3件を施行中です。

イ. 管渠改良事業

老朽化したマンホール蓋による事故を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して奈良市西登美ヶ丘六丁目地内他入孔鉄蓋布設替工事において、入孔鉄蓋278箇所を施行しました。現在、奈良市西登美ヶ丘八丁目地内他入孔鉄蓋布設替工事を施行中です。

ウ. 処理場建設改良事業

奈良市朱雀三丁目地内にある平成浄化センターについて、施設の長寿命化を図るため国庫補助金を活用し、汚泥脱水機更新その他工事を現在施行中です。

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市月々簡易水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
簡易水道事業収益	139,270,000	90,491,500	90,491,500	48,778,500	
1. 営業収益	26,170,000	14,112,335	14,112,335	12,057,665	
2. 営業外収益	105,701,000	68,980,901	68,980,901	36,720,099	
3. 特別利益	7,399,000	7,398,264	7,398,264	736	

支出	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
簡易水道事業費用	151,800,000	73,705,442	73,705,442	78,094,558	
1. 営業費用	135,294,000	61,726,882	61,726,882	73,567,118	
2. 営業外費用	7,492,000	3,018,919	3,018,919	4,473,081	
3. 特別損失	9,014,000	8,959,641	8,959,641	54,359	

(4) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	18,560,000	18,491,911	18,491,911	68,089	
1. 負担金	18,361,000	18,384,991	18,384,991	△ 23,991	
2. 分担金	199,000	106,920	106,920	92,080	

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	19,600,000	9,587,928	9,587,928	10,012,072
1. 固定資産取得費	1,215,000	444,430	444,430	770,570
2. 企業債償還金	18,385,000	9,143,498	9,143,498	9,241,502

(2) 平成28年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	493,300,000
償還高	9,143,498
償還高累計	181,274,009
未償還残高	312,025,991

(4) 資本的収入及び支出
収入

科目	目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入		3,898,089,000	1,809,163,310	1,809,163,310	2,088,925,690
1 企業債		2,037,011,000	400,000,000	400,000,000	1,637,011,000
2 他会計補助金		1,403,614,000	1,403,614,000	1,403,614,000	0
3 国庫補助金及び交付金		394,417,000	0	0	394,417,000
4 県補助金		84,649,000	0	0	84,649,000
5 負担金等		28,398,000	5,549,310	5,549,310	22,848,690

支出

科目	目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出		4,815,639,000	1,924,263,830	1,924,263,830	2,891,375,170
1 建設改良費		1,365,844,000	207,417,987	207,417,987	1,158,426,013
2 固定資産取得費		2,859,000	774,260	774,260	2,084,740
3 企業債償還金		3,446,936,000	1,716,071,583	1,716,071,583	1,730,864,417

(2) 平成28年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	下水道事業(円)
発行総額	77,518,200,000
償還高	1,716,071,583
未償還高	32,191,188,641
未償還高累計	45,327,011,359

2. 財政の状況

収益的収支は赤字予算であり、下水道使用料が予算に対し増収の見込みではありますが、非常に厳しい経営状況となっております。
下半期においても、企業努力を重ね財政状況の改善を図るとともに、計画的な建設改良事業の履行に努め、市民生活を支えるライブラリーの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,273,828,089円	営業収益	2,304,439,228円
営業外費用	374,935,395円	営業外収益	1,472,807,376円
特別損失	1,830,444円	特別利益	29,754円
総利益	128,682,428円		

(2) 貸借対照表

【資産の部】	111,986,728,291円	【負債の部】	111,652,913,359円
固定資産	110,656,234,370円	固定負債	43,624,022,087円
有形固定資産	106,044,382,387円	流動負債	1,911,419,400円
無形固定資産	4,611,851,983円	繰延収益	66,117,471,872円
流動資産	1,330,493,921円	【資本の部】	333,814,932円
		資本金	365,118,255円
		剰余金	△31,303,323円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(7) 収益的収入及び支出

科目	目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益		7,307,000,000	3,945,907,799	3,945,907,799	3,361,092,201
1 営業収益		4,629,351,000	2,473,059,503	2,473,059,503	2,156,291,497
2 営業外収益		2,677,613,000	1,472,816,164	1,472,816,164	1,204,796,836
3 特別利益		36,000	32,132	32,132	3,868

支出

科目	目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用		8,099,000,000	3,749,461,159	3,749,461,159	4,349,538,841
1 営業費用		7,173,644,000	3,372,550,630	3,372,550,630	3,801,093,370
2 営業外費用		914,459,000	374,935,395	374,935,395	539,523,605
3 特別損失		5,897,000	1,975,134	1,975,134	3,921,866
4 予備費		5,000,000	0	0	5,000,000